

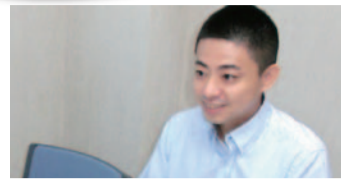


相続手続

相続税

遺言・贈与

無料法律相談会



認定司法書士&税理士が
お話を伺います!

9月8日(土)9日(日) [会場]アピタ長久手店 [時間]10:00~18:00

当日は都合がつかないという方のために次週には「辻守司法書士事務所」にて相談会を開催します!

日時: 9月22日(土) 23日(日) 9:00~18:00 場所: 辻守司法書士事務所 (地下鉄東山線藤が丘駅より徒歩1分)

予約専用ダイヤル
[受付時間] 9:00-18:00

0120-783-340

相続・遺言・借金に関する問題に対して、司法書士と税理士が無料相談会を開催致します。およそ60分の時間でお悩みごとに対して、親身に問題解決の筋道をアドバイスさせていただきます。無料相談をご希望の方は、**事前申し込みをお願いします**。ご日程が合わずにご参加いただけない場合には事務所にお問い合わせください。別日程でご相談させていただきます。



こんな困りごとありませんか?

相続

遺言

相続税

相続財産の名義変更について

- ・相続する財産の名義変更の仕方がわからない!
- ・どんな書類を集めたらよいかわからない!
- ・相続する土地・建物を自分の名義にしたい!

財産の名義変更をしないで放置しておく、あとで様々なトラブルが起こります。

相続放棄について

- ・故人が生前に作った借金は絶対に受け継ぎたくない!
- ・税金を払いたくないので不要な土地は放棄したい!
- ・相続放棄の手続きの仕方を教えてほしい!

相続財産は放棄することもできますが、3ヶ月の期間内にしなければなりません。

相続税について

- ・相続税とは何か?
- ・相続対策って何すればいいの?
- ・相続税の軽減する方法ってあるの?
- ・相続税を上手に準備する方法ってあるの?

経験豊富な税理士が相続税対策や納税資金対策をご提案します。

遺言について

- ・遺産が少なくても遺言を書いたほうがよいの?
- ・遺言を書いたほうがよい人はどんなひと?
- ・遺言を書くときの注意点を知りたい!

家族関係が複雑な場合は遺言を書くことで残された家族がもめなくて済みます。

成年後見について

- ・認知症になる前に、財産の管理の仕方や、身の振り方についての計画を立てたほうがよい?
- ・子供や近しい親族がいないと後見を考えたほうがよいの?

財産管理が中心であれば、司法書士は適切な管理が出来ます。後見人になるには、申し立てが必要です。

生前贈与について

- ・スムーズな事業承継の為に生前に贈与したい!
- ・相続税と生前贈与税で得な方はどちら?
- ・生前に自分の財産を特定の人に遺したい!

亡くなる前に、相続人の間のトラブルを未然に防ぐ大変有効な手段です。

裏面も要チェック!



こんな困りごとありませんか？

借金 住宅ローン

● 過払金請求

- ・ 過払金（払いすぎた利息）を取り戻したい！
- ・ 利息を払いすぎている気がする。
- ・ 借りた期間が7年以上とかなり長い。



借金がなくなるどころかお金が返ってくる場合があります。

● 自己破産

- ・ すべての借金から解放されたい。
- ・ 借金の返済の目処が全く立たない。



一緒に自己破産を逃れる手を考えます。

● 任意整理

- ・ 借金を何とかして減らしたい。
- ・ 司法書士に依頼して取り立てを止めたい。
- ・ 払いすぎたお金を取り戻せる可能性もある？



司法書士にご依頼頂くと取り立てが止まります。

● 個人再生

- ・ マイホームはどうしても残したい。
- ・ 借金をなんとかして減らしたい。
- ・ 住宅を手放さなくて済むっていうのは本当？



住宅を手放さずに借金を整理できる可能性があります。

※相談会当日は、相続税に強い税理士も一緒に皆さまのお話をお伺いします！相続税・税務に関するご相談もお待ちしております！

たくさんの

ありがとう

いただきました

当事務所を利用したお客様から喜びの声をいただきました。相談事が解決して、「良かったこと、すばらしかったこと、相談前と後の心境の変化、喜ばしいこと」などをお聞かせいただきました。たくさんの喜びの声、ありがとうございます！

父から不動産の生前贈与を受けることになり、贈与税など
 が心配だったので、最初の無料相談で贈与税額の計算
 をして頂き（結果として贈与税はゼロになる方法がある、とのこと
 でした）、その後の手続きも司法書士さんと上手に連携して頂くこと
 が非常にスムーズに運びました。

①当事務所のサービスや接客について感じたことをご記入ください。
 初めて相談のお電話をかけた際、お電話が自宅までいら
 してくださる、親身に聞いてくださる姿勢に、お礼とお知らせ
 兼ねて、最終まで、誠実に対応していただき、感謝感謝です。
 勇気を出してご相談いただき、ありがとうございます。

主催からのご挨拶

辻守司法書士事務所

代表 辻守（愛知県司法書士会所属）

皆様、はじめまして。司法書士の辻守（ツジマモル）です。当事務所ではお客様の立場に立ち、どのようなご相談にも親切・丁寧にお応えすることをモットーにしています。

またご本人でなくてもご家族様など身近な方たちからのご相談も承っております。ご相談は一切無料ですので、とことん納得の行くまでお気軽にご相談ください。



長久手 司法書士

検索

事前予約
ダイヤル

0120-783-340

予約受付時間 9:00 ~ 18:00 (土日祝OK)

当日参加も可能ですが、事前予約の方を優先します。

長久手市・名東区での相続・遺言のご相談は

辻守司法書士事務所

相談・遺言・債務整理の
ご相談はいつでも無料！

代表者：司法書士・行政書士 辻守（つじまもる）

愛知県司法書士会所属

登録番号：第1220号、認定番号：第318106号

住所：名古屋市名東区藤見が丘56 グロリア藤見が丘30B

お問い合わせ：0120-783-340 (代表) 052-771-9192

営業時間：平日9時～18時

休業日：土・日・祝（但し、事前に予約いただければ面談可）

相談受付：9時～18時



アピタ長久手店アクセス